

第1章 豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進

豊かな環境の保全と創造に向けて、それぞれの環境分野に共通した基本となる施策として、大阪府環境基本条例を中心とする各種の条例・規則等を制定し、厳正に運用するとともに、大阪府環境審議会、大阪府環境行政推進会議、豊かな環境づくり大阪府民会議等の推進体制等の適切な運営を通じ、規制的手法や環境影響評価、環境教育等の各種の施策を適切に組み合わせ、推進した。

第1節 総合的・計画的な施策推進

第1 諸施策の相互連携

①環境基本条例等の施行

■環境基本条例の推進

都市・生活型公害や地球環境問題への対応、より快適な環境に対する府民ニーズの高まりなど多様化する環境をめぐる社会状況を踏まえ、『人のこころがかよいあう豊かな環境の保全と創造』を目指し、生活環境、自然環境、都市環境（歴史的文化的環境を含む）及び地球環境に係る環境施策を、総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（以下、「環境基本条例」という。）を平成6年3月に制定し、同年4月から施行した。

■生活環境の保全等に関する条例の推進

環境基本条例の理念にのっとり、大気、水、土壌等を良好な状態に保持することにより人の健康の保護と生活環境の保全を図るため、公害の防止に関する規制の措置、生活環境の保全に関して推進する施策などを定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（以下、「生活環境保全条例」という。）を平成6年3月に制定し、同年11月から施行した。

併せて、公害対策審議会からの答申をもとに、生活環境保全条例に規定する届出施設や規制基準等の事項を定める「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」を制定し、条例と同時に施行した。

また、大気汚染防止法及び水質汚濁防止法の一部改正に伴い、平成9年3月に生活環境保全条例の一部改正を行った。

■自然環境保全条例の推進

環境基本条例の理念にのっとり、多様性のある豊かな緑の創出や野生動植物の生息等への配慮などの新たな方策を盛り込み改正した「大阪府自然環境保全条例」に基づき、自然環境の保全、回復及び活用、緑の創出並びに生態系の多様性の確保を推進した。

②環境総合計画等の推進

■環境総合計画の推進

環境基本条例の理念にのっとり、環境をめぐる国内外の動向や府域の情勢を踏まえ、諸施策を総合的かつ計画的に推進するため、同条例第9条に基づき平成8年3月に「大阪府環境総合計画」（2-1表）を策定し、同計画の長期的な目標である『豊かな環境都市・大阪』の構築の実現に向け、諸施策の推進に努

めた。

また、各施策・取組の具体的な内容を示すため、「平成8年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」をとりまとめた。

さらに、「大阪府環境総合計画」の普及を図るため、概要版（日本語、英語）を作成し、府民等に配布した。

2-1表 環境総合計画の概要

計 画 の 期 間	21世紀の第1四半期（2025年）を見通しつつ、平成13年度（2001年度）まで
計 画 の 対 象 地 域	大阪湾を含む大阪府全域
2025年を目途とした 長期的な目標	「豊かな環境都市・大阪」の構築 ・環境への負荷が少なく良好な環境が享受できる大阪 ・ゆとりと潤いがあり、四季が感じられる大阪 ・環境を大切にする文化が誇れる大阪 5つの主要な課題別の目標（交通、資源、エネルギー、水、緑）
長期的な目標の 達成の方向	・環境負荷の少ない循環型システムへの変革 ・自然が調和できる活力ある都市の構築 ・自主的に環境に配慮する気運づくり
21世紀初頭までの 施策の展開	豊かな環境の保全と創造に関する基本的施策の推進 総合的・計画的な施策推進／事業活動における環境への配慮／ 自主的な活動の促進／環境情報の活用／調査研究の推進 府民が健康で豊かな生活を楽しめる社会の実現 自動車公害の防止／廃棄物・リサイクル対策の推進／大気環境の保全／ 水環境の保全／地盤環境の保全／騒音・振動の防止／ 環境保健対策等の推進 自然と共生する豊かな環境の創造 生態系の多様性の確保／多様な自然環境の保全・回復、活用／ 自然とふれあう場と機会づくり／自然環境の保全・創造のための活動の推 進 文化と伝統の香り高い環境の創造 潤いと安らぎのある都市空間の形成／美しい景観の形成／ 歴史的文化的環境の形成 地球環境保全に資する環境に優しい社会の創造 地球環境保全に資する取組の推進／環境に優しい地域づくり
計画の効果的推進	・環境に配慮した取組の推進（各主体の役割と取組） ・計画の推進体制と進行管理（推進体制、各主体の連携等）

■みどりの大阪21推進プランの推進

みどりあふれる環境の中で心の豊かさを実感できる世界都市大阪を実現していくため、「文化的でアメニティ豊かな都市の実現」、「自然と人間が共生するエコ社会の構築」、「安全な都市づくり」の3つを基本目標とした「みどりの大阪21推進プラン」（平成8年2月策定）に基づき、府、市町村、事業者、府民がそれぞれの立場で役割を担い、相互に連携を保ちながら、本プランを推進するための施策を実施した。

③環境にやさしい大阪府庁行動計画の推進

■環境にやさしい大阪府庁行動計画の策定・推進

大阪府が事業者、消費者の立場からあらゆる事務事業に環境への配慮を徹底していくことを目指して、平成9年3月、「環境にやさしい大阪府庁行動計画（府庁エコアクションプラン）」を策定した（2-2表）。

2-2表 環境にやさしい大阪府庁行動計画（府庁エコアクションプラン）の概要

計画の期間	平成9～13年度までの5か年、平成11年度に中間的な見直し
計画の対象	府が実施する事務事業全般、出先機関も含む
特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネやリサイクル等についてCO₂に換算して数値目標を設定 ・グリーン購入について、指定用品中の事務用品におけるエコ製品の比率を金額ベースで平成9年度から約50%に引き上げて実施。また、職場において、環境に配慮した取り組み状況をチェックするため、平成9年度に各課等に環境推進員を設置するとともに、「ふちょうエコ課計画」の作成を進める。 ・環境行政推進会議において、計画の進行管理を行うなど、計画の推進・点検体制を確立。 計画推進（環境総括責任者、環境推進員）、計画点検（環境局）
取組内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針19、目標1・2のうち数値目標8 ・エコオフィスづくり（環境に配慮した職場づくり） ・エコプロジェクトの実施（環境に配慮した公共事業に実施） ・エコワークの推進（職場一人ひとりの取組内容の促進）

④審議会における審議

■環境審議会における審議

大阪府環境審議会は、環境基本法、水質汚濁防止法及び大阪府環境審議会条例に基づき、府域における環境の保全に関する基本的事項を調査審議するため、平成6年8月に設置された。平成9年3月31日現在、委員は50名、幹事は29名であり、平成8年度における審議状況は2-3表のとおりである。

2-3表 大阪府環境審議会における審議状況

（審議会）

開催年月日	議 題
平8. 6. 17	・化学的酸素要求量に係る総量削減計画の策定及び総量規制基準の改定に関する水質総量規制専門委員会報告について
平8. 12. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・平成9年度公共用水域の水質測定計画及び地下水質測定計画について（諮問） ・平成7年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策について（報告） ・フェニックス基本計画の改定について（報告）

■自然環境保全審議会における審議

大阪府自然環境保全審議会は、自然環境保全法及び大阪府自然環境保全審議会条例に基づき、大阪府における自然環境保全に関する基本的事項及び温泉行政に関し必要な事項を調査審議するため、昭和48年3月に設置され、平成9年3月31日現在、委員は34名である。

平成8年度における審議状況は、2-4表のとおりである。

2-4表 大阪府自然環境保全審議会における審議状況

(審議会)

開催年月日	議 題
平8. 7. 4	1. 温泉部会決定事項について(報告) 2. 国定公園の拡大について(報告) 3. 大阪府種の多様性調査について(報告)
平9. 2. 17	1. 温泉部会決定事項について(報告) 2. 金剛生駒紀泉国定公園の公園計画(知事決定分)について(報告) 3. 第8次鳥獣保護事業計画について(諮問・答申)

(温泉部会)

開催年月日	議 題
平8. 8. 9	1. 温泉掘さく許可について(諮問及び答申) 2. 温泉動力装置許可について(諮問及び答申)
平9. 2. 14	1. 温泉掘さく許可について(諮問及び答申) 2. 温泉動力装置許可について(諮問及び答申)
平9. 3. 26	1. 温泉掘さく許可について(答申)

⑤府の機関相互の連携による施策推進

■大阪府環境行政推進会議の場の活用

環境基本条例に基づき、庁内関係機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、豊かな環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、知事を議長、副知事を副議長、関係部局長等19名を委員とする環境行政推進会議を開催し、「環境にやさしい大阪府庁行動計画(府庁エコアクションプラン)」の策定などを行った(2-5表)。

2-5表 大阪府環境行政推進会議の開催状況

開催年月日	議 題
平8. 5. 14	・「平成8年度において豊かな環境の保全及び創造に関して講じようとする施策」について ・「環境学習ハンドブック(青少年指導者向け)」について
平8. 9. 10	・「平成7年度における環境の状況並びに豊かな環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告」について
平9. 3. 25	・「環境にやさしい大阪府庁行動計画」の策定について

⑥府民等との協働による施策推進

■豊かな環境づくり大阪府民会議の運営

府、市町村、事業者、民間団体等で構成する「豊かな環境づくり大阪府民会議」において、平成8年6月、「豊かな環境づくり大阪行動計画－地球環境を守る大阪府民のローカルアジェンダ21」を策定し、これに基づきそれぞれの立場での実践活動を展開した（2-6表）。

2-6表 豊かな環境づくり大阪府民会議の開催状況

開催年月日	議 題
平8. 6. 5	<ul style="list-style-type: none"> ・「豊かな環境づくり大阪行動計画」の策定について ・エコライフ・フェスティバルについて
9. 3. 28	<ul style="list-style-type: none"> ・「おおさか環境賞」の創設について ・環境ホームページ「かんきょう交流ルーム」の開設について ・「平成9年度豊かな環境づくり大阪行動計画」について ・「豊かな環境づくり大阪府民の集い」について

第2 各種計画との連携

①各種計画との調整・連携

■大阪地域公害防止計画との整合の確保

平成5年3月に内閣総理大臣の承認を受け、大阪地域（豊能郡豊能町、能勢町、南河内郡太子町、河南町及び千早赤阪村を除く）を対象として策定した第5次大阪地域公害防止計画（目標年度：平成8年度）に基づき、諸施策の推進に努めるとともに、平成7年度末時点での事業の進捗状況を調査した（2-7表）。

また、第5次計画の最終年度にあたり、大阪地域における環境質の推移、公害防止施策の実施状況等の調査解析を行い、平成9年度に策定する予定の第6次計画策定のための資料をとりまとめた。

2-7表 大阪地域公害防止計画（第5次）進捗状況

（単位：億円）

事業名		計画事業費 (A)	実績事業費 (平成7年度末累計)(B)	進捗率(%) (B)／(A)
公策 害事 対業	特例負担適用	7,264	5,361	73.8
	特例負担非適用	5,175	7,691	148.6
	小計	12,439	13,052	104.9
公害関連事業		5,288	6,348	120.0
民間事業者が講じる措置		430	695	161.6
合計		18,157	20,095	110.7

■主な関係計画との調整・連携

環境に優先的に配慮してあらゆる取組を進めるという視点に立ち、府において策定する関係計画について、豊かな環境の保全と創造に向けて調整・連携を図った（2-8表）。

2-8表 平成8年度に策定した主な関係計画

計 画 名	策 定 時 期
大阪府大阪湾臨海地域整備計画	平成8年10月
大阪府住宅マスタープラン	平成8年12月
大阪府農空間整備基本方針	平成9年3月
大阪府地域防災計画	平成9年3月